

税効果会計シリーズ (7)

個別財務諸表における繰延税金資産及び繰延税金負債の計上

公認会計士 くろさき しんのすけ 黒崎 進之介

はじめに

税効果会計シリーズでは、税効果会計に関する会計処理及び開示の基本的な内容をQ&A方式で連載している。

本号では、個別財務諸表における一時差異等に対して繰延税金資産及び繰延税金負債を計上する場合の主要論点について、2018年2月に公表された企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(以下「税効果適用指針」という。)及び企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(以下「回収可能性適用指針」という。)を踏まえて解説を行う。

Q1 解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異

解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異には、どのような一時差異が含まれるか。また、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異についての繰延税金資産の回収可能性はどのように判断するか。

A

- ▶ 解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異として、退職給付引当金や建物等の減価償却超過額に係る将来減算一時差異が例示されているが、機械装置等のその他の償却資産の減価償却超過額について長期にわたり解消されるものがあれば、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異に該当すると考えられる。
- ▶ 解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性について、(分類1) から (分類3) に該当する企業においては、回収可能性があるかと判断できる。
- ▶ (分類3) に該当する企業は、将来の合理的な見積可能期間(おおむね5年)において解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異のスケジュールを行った上で、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるかと判断できる。

解説

1. 解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の内容

退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異のように、スケジュールリングの結果、その解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異は、企業が継続する限り、長期にわたるものの将来解消され、将来の税金負担額を軽減する効果を有するとされている(回収可能性適用指針第35項参照)。回収可能性適用指針では、償却資産として建物の減価償却超過額が例示として挙げられているが、機械装置等のその他の償却資産の減価償却超過額についても長期にわたり解消されるものがあれば該当するものと考えられる。

なお、将来減算一時差異の解消が長期にわたると考えられる一時差異のうち貸倒引当金、固定資産の減損損失並びに役員退職慰労引当金に係る将来減算一時差異については、回収可能性適用指針において別の定めが設けられており(回収可能性適用指針第13項、第36項又は第37項参照)、これらは解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異として取り扱うことはできない。回収可能性適用指針第35項では、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異として、償却資産の減価償却超過額に係るもの(減価償却により解消)や退職給付引当金に係るもの(掛金の抛出や従業員等の退職金により解消)のように、その解消事由が企業の意思決定に影響されないものが例示として挙げられていることを踏まえると、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異として取り扱われるものは限定的なものであると考えられる。

2. 企業の分類に応じた解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異についての回収可能性に関する判断

退職給付引当金や建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異のように、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異については、企業の分類に応じて(表1)のとおり取り扱う(税効果適用指針第35項参照)。

(表1) 企業の分類に応じた解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性

企業の分類	解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性
(分類1) 及び (分類2) に該当する企業 ※ (分類4) の要件に該当する企業が、回収可能性適用指針第28項に従って (分類2) に該当するものとして取り扱われる企業を含む。	将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるとは判断できない。
(分類3) に該当する企業 ※ (分類4) の要件に該当する企業が回収可能性適用指針第29項に従って (分類3) に該当するものとして取り扱われる企業を含む。	将来の合理的な見積可能期間 (おおむね5年) において当該将来減算一時差異のスケジューリングを行った上で、当該見積可能期間を超えた期間であっても、当期末における当該将来減算一時差異の最終解消見込年度までに解消されると見込まれる将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるとは判断できる。
(分類4) に該当する企業 ※ (分類4) の要件に該当する企業が回収可能性適用指針第28項に従って (分類2) に該当するものとして取り扱われる企業及び回収可能性適用指針第29項に従って (分類3) に該当するものとして取り扱われる企業を除く。	翌期に解消される将来減算一時差異に係る繰延税金資産は回収可能性があるものと判断できる。
(分類5) に該当する企業	原則として、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性はないものとする。

Q2 固定資産の減損損失

固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異は、どのようにスケジューリングを行うか。

A

固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングは、償却資産については、スケジューリング可能な一時差異として取り扱い、非償却資産については売却等の意思決定や実施計画がない限り、スケジューリング不能な一時差異として取り扱う (回収可能性適用指針第36項参照)。

解説

1. 資産の内容に応じた固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異のスケジューリングの取扱い

固定資産の減損損失に係る将来減算一時差異の解消見込年度のスケジューリングは、償却資産と非償却資産ではその性格が異なるため、(表2) のとおり取り扱う (回収可能性適用指針第36項参照)。

(表2) 資産の内容と減損損失に係る将来減算一時差異のスケジューリングの取扱い

資産の内容	減損損失に係る将来減算一時差異のスケジューリングの取扱い
償却資産	償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異は、減価償却計算を通して解消されることから、スケジューリング可能な一時差異として取り扱われる。当該将来減算一時差異には、無形固定資産や固定資産に計上されていないリース資産を減損したときに生じるリース資産減損勘定などの項目も含まれる。なお、当該将来減算一時差異については、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異として取り扱うことはできない。
非償却資産	土地等の非償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異は、売却等に係る意思決定又は実施計画等がない場合、スケジューリング不能な一時差異として取り扱う。

償却資産と非償却資産は、解消事由が異なるため、異なるスケジューリングの取扱いが定められている。具体的には、償却資産の減損損失については、一時差異の解消事由として売却又は除却以外に規則的に行われる税法

上の減価償却が挙げられる一方で、土地などの非償却資産の減損損失については売却等による解消事由が挙げられる。

固定資産の減価償却により減損損失に係る将来減算一

時差異が解消される場合、税務上の損金の算入時期が明確であるため、償却資産の減損損失はスケジューリング可能な将来減算一時差異として取扱われる一方で、非償却資産の減損損失については売却等の意思決定や実施計画等がない場合は、税務上の損金の算入時期が不明確であるため、スケジューリング不能な将来減算一時差異として取扱われることとなる。



企業会計基準委員会での議論

償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異と償却資産の減価償却超過額に係る将来減算一時差異の取扱い

2015年12月に回収可能性適用指針が公表されるにあたっては、償却資産の減損損失に係る将来減算一時差異と、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異に例示されている建物の減価償却超過額に係る将来減算一時差異は、減価償却を通じて解消する点で共通することから、両者の取扱いを同様とすべきなのではないかという意見が聞かれ、議論が行われた。

この議論の過程で、固定資産の減損損失は、その性質が減価償却とは異なる性質のものであり、臨時性が極めて高く、かつ、金額の重要性も巨額になる

可能性が高いことから、従来より、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異の取扱いとされていなかったことが重視され（回収可能性適用指針第103項参照）、この従来の取扱いが踏襲された。また、固定資産の減損損失は、業績の悪化に伴い生じたものであることから、将来の収益力に影響を及ぼすことも、解消見込年度が長期にわたる将来減算一時差異とは異なる取扱いを定める理由として挙げられている（回収可能性適用指針104項参照）。

Q3 その他有価証券の評価差額に係る一時差異について

その他有価証券の評価差額に係る一時差異について繰延税金資産又は繰延税金負債を計上する場合、どのような点に留意する必要があるか。

A

▶ その他有価証券の評価差額に係る一時差異に関する繰延税金資産又は繰延税金負債についての原則的な取扱い及び容認されている取扱いは、(表3)のとおりである。

(表3) その他有価証券の評価差額に係る一時差異の原則的な取扱い及び容認されている取扱い

	その他有価証券の評価差額に係る一時差異の取扱い
(原則) 個々の銘柄ごとにスケジューリングを行う取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価差損に係る将来減算一時差異 スケジューリングの結果に基づき、企業の分類に応じて回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上する。 ● 評価差益に係る将来加算一時差異 繰延税金負債を計上する。
(容認) 複数の銘柄を一括して捉える取扱い	<p><u>スケジューリング可能な一時差異</u> その他有価証券評価差額を評価差損が生じている銘柄と評価差益が生じている銘柄とに区分する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 評価差損の銘柄ごとの合計額に係る将来減算一時差異 スケジューリングの結果に基づき、企業の分類に応じて回収可能性を判断し繰延税金資産を計上する。 ● 評価差益の銘柄ごとの合計額に係る将来加算一時差異 繰延税金負債を計上する。 <p><u>スケジューリング不能な一時差異</u> 評価差損の銘柄ごとの合計額と評価差益の銘柄ごとの合計額を相殺した後の純額が評価差損か、評価差益かを判定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 純額が評価差損の場合 原則として、回収可能性はないものとする。 ただし、(分類1)及び(分類2)に該当する企業においては、回収可能性があるものとする。 (分類3)に該当する企業においては、合理的な見積可能期間の一時差異等加減算前課税所得見積額にスケジューリング可能な一時差異の解消額を加減した額に基づき、繰延税金資産を見積る場合、回収可能性があるものとする。 ● 純額が評価差益の場合 繰延税金負債を計上する。

- ▶ 減損処理したその他有価証券については、原則どおり、個々の銘柄ごとにスケジューリングを行い、回収可能性を判断した上で、繰延税金資産を計上する。
- ▶ その他有価証券の評価差額に係る繰延税金資産又は繰延税金負債については、純資産の部の評価・換算差額等を相手勘定として計上する。

解説

1. その他有価証券の評価差額に係る一時差異の取扱い

その他有価証券の評価差額に係る一時差異は、原則として、個々の銘柄ごとに解消見込年度のスケジューリングを行い、評価差損に係る将来減算一時差異については、その結果に基づき回収可能性を判断した上で繰延税金資産を計上し、評価益に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を計上する。

ただし、個々の銘柄ごとではなく、複数の銘柄を一括して捉える取扱いも認められている。この取扱いは、金融商品会計基準において、その他有価証券は多様な性格に鑑み保有目的等を識別・細分化する客観的な基準を設けることが困難であるとともに、保有目的等自体も多義的であり、かつ変遷していく面があること等から、一括して捉えた上で、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は洗い替え方式に基づき処理するという考え方と整合している（回収可能性適用指針108項参照）。

2. 一括して繰延税金資産及び繰延税金負債を計上する場合

個々の銘柄ごとではなく保有銘柄を一括して繰延税金資産及び繰延税金負債を計上する場合、以下のとおりスケジューリング可能な一時差異か、スケジューリング不可能な一時差異かに区別して処理する。

- スケジューリング可能な一時差異である場合

その他有価証券評価差額を評価差損が生じている銘柄と評価差益が生じている銘柄とに区分する。評価差損の銘柄ごとの合計額に係る将来減算一時差異については、スケジューリングの結果に基づき、企業のカテゴリに応じて回収可能性を判断し繰延税金資産を計上する。評価差益の銘柄ごとの合計額に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を計上する。
- スケジューリング不可能な一時差異である場合

評価差損の銘柄ごとの合計額と評価差益の銘柄ごとの合計額を相殺した後の純額の評価差損に係る将来減算一時差異又は評価差益に係る将来加算一時差異について、繰延税金資産又は繰延税金負債を以下に基づき計上する。

① 純額で評価差損の場合

純額の評価差損に係る将来減算一時差異については、スケジューリング不可能な一時差異であるため、原則として、当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性はないものとする。しかし、その他有価証券については随時売却ができることや長期的には売却されることが想定される有価証券であることを考慮し、(表4)のとおりに取り扱うことができる。

(表4) 企業のカテゴリと純額で評価差損が生じた場合の繰延税金資産の回収可能性

分類	回収可能性に関する取扱い
(分類1) 及び (分類2) に該当する企業 ※ (分類4) の要件に該当する企業が、回収可能性適用指針第28項に従って (分類2) に該当するものとして取り扱われる企業を含む。	純額の評価差損に係る繰延税金資産の回収可能性があるものとする。
(分類3) に該当する企業 ※ (分類4) の要件に該当する企業が回収可能性適用指針第29項に従って (分類3) に該当するものとして取り扱われる企業を含む。	将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）（又は回収可能性適用指針第24項に従って繰延税金資産を見積る企業においては5年を超える見積可能期間）の一時差異等加減算前課税所得の見積額にスケジューリング可能な一時差異の解消額を加減した額に基づき、純額の評価差損に係る繰延税金資産を見積る場合、当該繰延税金資産の回収可能性があるものとする。

② 純額で評価差益の場合

純額の評価益に係る将来加算一時差異について、繰延税金負債を計上する。

3. 留意点

減損処理したその他有価証券については、原則どおり、個々の銘柄ごとにスケジューリングを行い、当該減損に係る将来減算一時差異について、回収可能性を判断した上で、繰延税金資産を計上する。

Q4 過去に減損したその他有価証券の税効果の回収可能性について

A

- ▶ 過年度に減損処理したその他有価証券について、その後時価が回復した場合、当該減損（評価損）について税務上の損金に算入されていないときは、(表5) のとおり取り扱う。

(表5) 過年度に減損処理したその他有価証券について、その後時価が回復した場合の会計処理

ケース	会計処理
その他有価証券の当初の取得価額（税務上の簿価）までは時価が回復していないケース	税務上の簿価と会計上の簿価（時価）との差額は、将来減算一時差異に該当するため、企業の分類に応じて回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上する。
その他有価証券の当初の取得価額（税務上の簿価）を超えて時価が回復しているケース	税務上の簿価と会計上の簿価（時価）との差額は、将来加算一時差異に該当するため、繰延税金負債を計上する。

- ▶ 過年度に減損処理した評価損に係る将来減算一時差異に関する繰延税金資産を計上する場合、法人税等調整額を相手勘定として処理する。
また、その他有価証券評価差額金に係る一時差異について、将来減算一時差異の戻入に係る繰延税金資産の取崩しと将来加算一時差異に係る繰延税金負債を計上する場合、その他有価証券評価差額金を相手勘定として処理する。

解説

過年度に減損処理したその他有価証券については、原則どおり、個々の銘柄ごとにスケジューリングを行い、回収可能性を判断し、繰延税金資産を計上する（回収可能性適用指針第38項なお書き）。

過年度に減損した有価証券について、その後時価が回

復した場合、減損（評価損）について税務上の損金に算入されていないときは、会計上で認識されているその他有価証券評価差額金ではなく、当該その他有価証券の当初の取得価額（税務上の簿価）と決算期末日の時価（会計上の簿価）との差額が一時差異となる。

🔗 設例 (当初の取得価額まで時価が回復していない場合)

〈前提〉

- 当社は、(分類2) に該当する企業である。
- X1年3月期において、その他有価証券として分類している投資有価証券（取得原価1,200）の時価が700に下落したため、会計上、内規に基づき500の減損処理を行い、評価損を計上した。なお、当該評価損については、税務上の損金算入要件を満たさず、課税所得計算上、500の加算調整が行われた。
- X2年3月期において、当該投資有価証券の時価が1,000に上昇したため、その他有価証券評価差額金(評価差益) 300を認識した。

本設例における投資有価証券に関連する会計上の簿価、税務上の簿価及び一時差異は以下のように整理される。

	会計上の簿価	税務上の簿価	一時差異
〈X1年3月期〉投資有価証券	700	1,200	将来減算一時差異 500
〈X2年3月期〉投資有価証券	1,000	1,200	将来減算一時差異 200

本設例の投資有価証券の評価損に係る将来減算一時差異に関する繰延税金資産については、以下の2つのケースにわけて解説する。

- ① X1年3月期もX2年3月期も回収可能性があると判断するケース
- ② X1年3月期においては回収可能性がないと判断し、X2年3月期においては回収可能性があると判断するケース

①X1年3月期もX2年3月期も回収可能性があると判断するケース

〈X1年3月期の会計処理〉

投資有価証券の評価損に係る将来減算一時差異500に関する繰延税金資産について、回収が見込まれる税金の額150（500×法定実効税率30%）を繰延税金資産として計上する。

(借) 投資有価証券評価損	500	(貸) 投資有価証券	500
(借) 繰延税金資産	150	(貸) 法人税等調整額	150

〈X2年3月期の会計処理〉

その他有価証券評価差額金（評価差益）300を認識したため、将来減算一時差異の戻入れにより、繰延税金資産90（ $300 \times \text{法定実効税率} 30\%$ ）を取り崩す。

（借） 投資有価証券	300	（貸） その他有価証券評価差額金	300
（借） その他有価証券評価差額金	90	（貸） 繰延税金資産	90

②X1年3月期においては回収可能性がないと判断し、X2年3月期においては回収可能性があると判断するケース

〈X1年3月期の会計処理〉

減損処理した投資有価証券の評価損に係る繰延税金資産に回収可能性がないと判断されているため、繰延税金資産を計上しない。

（借） 投資有価証券評価損	500	（貸） 投資有価証券	500
---------------	-----	------------	-----

〈X2年3月期の会計処理〉

X2年3月期に将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性があると判断されたため、投資有価証券評価損に係る一時差異500とその他有価証券評価差額金（評価益）による将来減算一時差異の戻入れ300について、前者は法人税等調整額を相手勘定として、繰延税金資産150（ $500 \times \text{法定実効税率} 30\%$ ）を計上し、後者はその他有価証券評価差額金を相手勘定として、繰延税金資産90（ $300 \times \text{法定実効税率} 30\%$ ）を取り崩す。

（借） 繰延税金資産	150	（貸） 法人税等調整額	150
（借） 投資有価証券	300	（貸） その他有価証券評価差額金	300
（借） その他有価証券評価差額金	90	（貸） 繰延税金資産	90

 設例（当初の取得価額を超えて時価が回復している場合）

〈前提〉

- 当社は、（分類2）に該当する企業である。
- X1年3月期において、その他有価証券として分類している投資有価証券（取得原価1,200）の時価が700に下落したため、会計上、内規に基づき500の減損処理を行い、評価損を計上した。なお、当該評価損について、税務上の損金算入要件を満たさず、課税所得計算上、500の加算調整が行われた。
- X2年3月期において、当該投資有価証券の時価が1,300に上昇したため、その他有価証券評価差額金（評価差益）600が発生した。

本設例における投資有価証券に関連する会計上の簿価、税務上の簿価及び一時差異は以下のように整理される。

	会計上の簿価	税務上の簿価	一時差異
〈X1年3月期〉 投資有価証券	700	1,200	将来減算一時差異 500
〈X2年3月期〉 投資有価証券	1,300	1,200	将来加算一時差異 100

本設例の投資有価証券の評価損に係る将来減算一時差異に関する繰延税金資産については、以下の2つのケースにわけて解説する。

- ① X1年3月期において回収可能性があると判断するケース
- ② X1年3月期において回収可能性がないと判断するケース

①X1年3月期において回収可能性があると判断するケース

〈X1年3月期の会計処理〉

投資有価証券の評価損に係る将来減算一時差異500に関する繰延税金資産について、回収が見込まれる税金の額150（ $500 \times \text{法定実効税率} 30\%$ ）を繰延税金資産として計上する。

（借） 投資有価証券評価損	500	（貸） 投資有価証券	500
（借） 繰延税金資産	150	（貸） 法人税等調整額	150

〈X2年3月期の会計処理〉

X2年3月期において、当該有価証券の時価が1,300に上昇したため、X2年3月期に認識したその他有価証券評価差額金（評価差益）に係る一時差異600について、将来減算一時差異の戻入れによる繰延税金資産の取崩し150（ $500 \times \text{法定実効税率} 30\%$ ）と、繰延税金負債30（ $100 \times \text{法定実効税率} 30\%$ ）を、その他有価証券評価差額金を相手勘定として計上する。

(借) 投資有価証券	600	(貸) その他有価証券評価差額金	600
(借) その他有価証券評価差額金	180	(貸) 繰延税金資産	150
		(貸) 繰延税金負債	30

②X1年3月期においては回収可能性がないと判断するケース

〈X1年3月期の会計処理〉

減損処理した投資有価証券の評価損に係る繰延税金資産に回収可能性がないと判断されているため、繰延税金資産を計上しない。

(借) 投資有価証券評価損	500	(貸) 投資有価証券	500
---------------	-----	------------	-----

〈X2年3月期の会計処理〉

X2年3月期において、当該有価証券の時価が1,300に上昇したため、まず、過年度の投資有価証券評価損に係る繰延税金資産150 (500×法定実効税率30%) について、法人税等調整額を相手勘定として計上する。そのうえで、X2年3月期に認識したその他有価証券評価差額金 (評価差益) に係る一時差異600について、将来減算一時差異の戻入れによる繰延税金資産の取崩し150 (500×法定実効税率30%) と、繰延税金負債30 (100×法定実効税率30%) を、その他有価証券評価差額金を相手勘定として計上する。

(借) 繰延税金資産	150	(貸) 法人税等調整額	150
(借) 投資有価証券	600	(貸) その他有価証券評価差額金	600
(借) その他有価証券評価差額金	180	(貸) 繰延税金資産	150
		繰延税金負債	30

以 上